

平成 26 年度

スキーの利用補助要領

千葉県農協健康保険組合

健康の保持増進と冬季の体力づくりのため、スキー実施に伴う宿泊施設を利用した被保険者に対し、この要領により補助を行う。

1. 期 間 平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
2. 利用補助施設 スキー実施のための宿泊施設
3. 補助の範囲 (1)当組合の被保険者・被扶養者(3 歳未満は除く)とする。
(2)上記期間中 2 泊を限度とする。
(3)1 泊につき 2,000 円を補助する。
4. 利用の方法
この要領により、スキーのための宿泊施設と期日等を予約し、健康保険組合で定めた利用書に記入の上、健康保険組合に提出し承認を受け、その利用書の宿泊証明欄に施設管理人の証明を受け、**10 日以内**（3 月下旬の利用の場合には 4 月 6 日必着）に健康保険組合に提出する。
5. 補助金の交付
(1) 健康保険組合は、利用証明を受けた利用書の提出にもとづき事業所に交付証明書を送付するとともに補助金を振り込む。
(2) 事業所は、明細書により補助金を利用者に交付し、領収書を健康保険組合に送付する。
6. その他
(1) この要領による補助は、**事業所主催**で実施する場合又は他の**組織主催**で実施する場合は**対象外**とする。
(2) スキーの利用書（用紙）は、当組合に請求するか、「けんぽ通信No.36」を利用又は HP から出力できます。